



こころをささない・こころをさされない・こころをさせない

靖国合祀イヤですアジアネットワークは

通信「殺さない・殺されない・殺させない」を不定期に継続し活動を続けます。

「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」主催の四回続いた靖国映像学習が終わりました。合祀取り消しを求める日本国内・台湾・沖縄・韓国の四地域の遺族の闘いを追ってきたわけですが、すべてを総括するテーマは「反皇民化」だったように思います。靖国とは、天皇のために生き、天皇のために死ぬことを合祀という宗教儀式を通して至高の名誉とすることで、あとに続く者を再生産するシステムです。このシステムを日本国内だけでなく、植民地にも適用したことで、台湾・韓国にも靖国合祀者と靖国遺族が生まれました。映像学習はこれらの人びとの闘いの軌跡を再確認するものでした。

人びとを天皇のために生き死ぬという方向に導くことを「皇民化」と呼ぶとすれば、合祀拒否とはまさに反皇民化の闘いだったと言えます。ところが、皇民化による被害は、それを被っている者が必ずしもそれを被害として自覚するのではなく、むしろそれを誇りとして自発的に受け入れていくところに特徴があると思われまふ。とりわけ、それは日本国内において顕著です。日本国内の靖国遺族の多数は、靖国合祀を、遺族「援護」の一つとみなし被害であると受け止めてはいません。植民地朝鮮は35年に及ぶ皇民化の被害を受けましたが、1945年以降は、これが被害であったことを明確に自覚しました。それでも、現政権によって今改めて親日派の清算が課題として挙げられるということがあります。おなじように、台湾は50年間の被害だったわけですが、合祀取り消し訴訟や小泉参拝違憲訴訟の際に、そうした親日派の動員さえありました。そして、琉球において140年間、日本国内における150年に及ぶ皇民化はほとんど問題とされません。だから、この四地域の遺族の闘いが連動して「ネットワーク」を形成しえたことは、被害を被害として自覚し、場面によっては加害者の役割を担わされたことに対する痛恨の思いを共有し問い直す闘いだったのだと思います。

今、世間は天皇代替わりに際して、皇民化が個人の尊厳に対する重大な侵害であることを見失って愚かなバカ騒ぎをしているように思われまふ。いち早く皇民化の悪を指摘し、今なお皇民化に浮かれる私たちを目覚めさせてくれたアジアの友人たちに敬意を表しつつ、「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」は、このバカ騒ぎをしっかりと見届け、たとえば、即位礼・大嘗祭違憲訴訟のような、それに対する有効な闘いを模索して、これからも随時情報の発信を続けていこうと思います。

今後ともよろしくご支援ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

(事務局長：菱木政晴)

バンサイ!

バンサイ!と...

あたまを冷やさねば

又々右向け右



靖国連続「映像」学習会 第二回報告

「靖国の檻」上映と菅原龍憲さんのお話

靖国合祀イヤです・アジアネットワークの第三期の学習会は、これまでいろいろと作成された映像を今一度みんなで見直してみようという企画だ。

二〇一八年一月七日、エルおおさかで、『靖国の檻』を取り上げ、第二回連続映像学習会を持った。靖国合祀イヤです訴訟の原告団団長の菅原龍憲さん監修の映画だから、もちろん、菅原さんに来てもらって話も聴こうということになった。

『靖国の檻』とは、私たちの家族が侵略戦争に狩り出され戦死させられたうえ、死んだ後も靖国神社に合祀され「国（天皇）のために進んで命を捧げた英霊」、「護国の神」として、殉国思想、靖国思想を宣伝する道具として靖国神社に利用され続けている、つまり、私たちの家族が靖国神社に囚われ続けているということを菅原さんは『靖国の檻』と名付けたのだ。

映画は、まず菅原さんの次のナレーションから始まる。

「二〇〇六年八月一日、合祀イヤです訴訟提訴、提訴から丸四年以上が経つ二〇一〇年二月、いよいよ控訴審の判決が下される。私（菅原）を含む八人の原告はこの裁判をいかに闘ってきたの

か。そして己が内面と向き合ってきたのか。原告を訪ねる私の旅が、始まった。」

久しぶりに再見。菅原さんに導かれて原告八人のそれぞれの個性が浮き彫りにされている。住んでいるところも、これまでの人生も様々。主張も、靖国神社に対する怒りのあり様も、靖国に囚われている家族との向き合い方もそれぞれ。その違いが響き合って靖国合祀イヤです訴訟を原告として「楽しく」（これは私（吉田）の感想）やり切れたのだ。敗訴は腹が立つが、裁判にかけたことじたいが私たちの勝利だったのだと、再確認した。

集会の後で、「吉田さんはあんな思いで裁判されていたんですね」と声をかけられた。「靖国のことがよくわかった」という感想も聞いたという。やっぱり映像というのはすごい。すでに古野さんが亡くなられているが、映画のなかで古野さんは、古野さんらしく、穏やかに、にこやかに、しかし断固として靖国合祀を許さないと語っている。菅原さん、よくぞ原告八人の映像を残していたのだ。本当にありがとう！

原告の一人西山誠一さんを取材した二〇一八年八月一七日付けの毎日新聞のコピーが配布された。タイトルは「父の戦死美化させない 軍神扱い 苦い記憶 『院号』返上大谷派門徒 宗教界戦争協力」とある。映画の中の西山さんと重なり、西山さんと知り合えたことがいかに素晴らしい事かと改めて感じ入った。

菅原さんの話の後、一〇月に行った七回目の靖国行動（上告棄却後、原告団中心に靖国神社へ直

接「合祀取り消し要求書」を全国から同志を募って毎年提出しているという運動を始めた）を報告し、靖国神社に手交した抗議文を配布し、「来年もやる」と参加を呼びかけた。

安倍首相靖国神社参拝憲訴訟に憲法判断を示すことなく棄却した（2018年10月25日）東京高裁に対する東京の訴訟団から出された抗議声明を集会参加者に配布した。抗議文には「本件参拝後、防衛費が増加の一途をたどり、憲法改正を掲げた安倍首相が自民党総裁三選を果たすなど、平和憲法の諸原則が崩壊する危機にある中で、憲法の番人たる役割が期待されていたにもかかわらず、本判決は、これを裏切り、政治部門による憲法違反を野放しにして、政教分離原則を黙殺したものであると言わざるを得ない」とある。その通りだ。

さらに、この安倍首相の靖国参拝訴訟を闘った弁護団は、近づく天皇代替わりに対して「即位・大嘗祭違憲訴訟」を提起し、原告を募っている。今回の「即位・大嘗祭違憲訴訟」は東京に一本化する、大阪は東京での裁判に原告として、支援者として協力することになっている。訴訟委任状を配布し、集会参加者に原告になるよう事務局長菱木さんから呼びかけた。

盛りだくさんの集会だった。改めて、戦争を阻止し、安倍政権と対決していく闘いの要に靖国神社を取り巻く様々な闘いを据えていかなければと考えさせられた集会だった。

（報告 吉田文枝）

第三回報告

映像『英霊か犬死か』金城実さんを迎えて
〜沖繩にとつて靖国合祀とは〜

二月一四日(木)、エルおおさかで第三期第三回の映像による靖国連続学習会が開催されました。司会あいさつの後、映画『英霊か犬死か』上映、その後金城さんの講演と続きました。

『英霊か犬死か〜沖繩から問う靖国裁判〜』は二〇一〇年一〇月二日に、琉球朝日放送で放送された映像です。

「靖国」とは皇国日本のために殺したり殺されたりする「捨て駒」としての仕事させられた兵士を、英霊として祀り、新たな兵士を動員する道具として再利用する所です。(当日のチラシ文より)顔も知らない金城さんのお父さんは「立派な日本人・皇国臣民」として志願兵で出兵し、そして戦死されました。

金城さんは、『犬死』と言わなければ沖繩戦は見えない」と言います。

戦地から母・秋子さんに届く手紙には、いつも「立派な日本人であれ」と書き送った父親。

沖繩の人々が置かれた被差別意識が利用され、“皇国臣民”にならなければ”と強く思わされ、突き進んだ結果の戦死です。お父さんの望みは、ただ「^{みゝ}実の時代には差別のない平和な未来を」ということでした。

秋子さんは「夫の死は誇りだ」と思っていました。実さんたちの靖国訴訟が始まってから、ずっと法廷に通われました。「夫はお国のために死んだから、靖国に祀られて当然。だから犬死ではない。」と思ってきましたが、「^{みゝ}実

靖国には、約六万人の沖繩の方が“準軍属”として祀られています。国は、沖繩で大量の民間人の死者が出たことに対し、かつ酷いことをしてきた罪を覆い隠すために“準軍属”として扱うことにより「援護法」適用でお金を出し、「援護金をもらっているなら批判的な発言をするな」という無言の脅しをかけました。実際、沖繩戦の体験が語りにくくなったそうです。(この援護法のからくりには本当に驚き、呆れ、怒りがこみ上げます。)

金城さんは言います。沖繩は、命を差し出して称賛され、基地を差し出して感謝される。いつまで騙されるのか!子や孫の未来のためにどういう沖繩を残していくのか。けじめをつけなければならぬ。そして、二度と加害者にも被害者にもならないこと、その根っこを断つために靖国を問うていく、と力強く締め括りました。

(報告 中西真佐子)

第四回報告

植民地支配と靖国―矢野秀喜さん
映像『考えてみよう靖国問題』

靖国をテーマにしたドキュメンタリー「あんにょん・サヨナラ(日韓の辛い過去にサヨナラ、和解と未来よ、こんにちは)」とは、家族に死亡を知らされず、父親がひそかに靖国神社に合祀されていたことを、一九九〇年代に知る韓国イ・ヒジャさん。彼女の合祀とりさげの願いによりようやく靖国問題を視聴者とともに考え学んでゆこうとする映像です。

そのなかから見えてくる、靖国神社とはいったいどういう神社なのか。なんのためにつくられ利用されてきたのか。一般に知られていない合祀とはどんなものなのか。A級戦犯の合祀。遺族が望まない合祀。そして内外から批判がでる首相参拝。韓国人遺族イ・ヒジャさんの姿をとおり、おおくの識者のインタビューと貴重な映像で靖国神社の本質にせまる、わかりやすくコンパクトにまとめられた映像でした。

■軍事施設としてある国営靖国神社

一般神社と靖国神社の違いとは、明治になって新しい思想によって作られた「天皇の軍隊の死者」

だけを祀る、陸軍省と海軍省管轄による国営・軍国神社、侵略神社ともいえる「軍事施設」です。その施設としての機能は、戦後になってもいまだ変わらず働きつづけています。いざとなれば戦争ができる国家であり、天皇と国家のために命を捨てて死んでくれる兵士。その精神をつねに国民に浸透させ準備しておかなければならない。そんな国家による戦死者顕彰施設であって遺族が追悼し、国民が歴史の真実を知り反省しつづけるための施設ではありません。天皇のために死んだ人をほめたたえ、後につづく人を生産しつづけるためにあるということです。

そして、その戦死者遺族に最高の名誉をあたえつづけ、悲しみを喜びに転化させる感情の錬金術としての最高指導者「天皇制マジック」の力を維持させる効果をたもつためにあるのでしょうか。また、政治権力者や首相の参拝がアジア諸国の批判があるなかでおこなわれつづけるという、軍国主義につきすすむための国営軍事施設であるということであらためてしっかりと教えていただきました。

■合祀の矛盾性と凡庸な軍事施設職員

また靖国神社は、一九四五年八月一日以前に亡くなった戦死者は、韓国・朝鮮・台湾から強制連行された人であっても日本の植民地の住民であ

るということで、すべて「日本人」としてとりあつかわれています。それゆえに神として合祀されるのだと意味づけられています。そのことは本人や遺族の意見を無視したあまりにも強引な、強いものの論理のおしつけであり、個人の人権・信教の自由に反する行為です。

植民地侵略しているときには、韓国・朝鮮・台湾・中国の人の人権をないがしろにし、自由をうばいつくしておきながら、合祀とりさげを願う人びとには「いったん神にした人をひきずりおろすことはできません」と答える神主のことは、あまりにも勝手に矛盾する論理としかおもえません。

そして戦争をしかけてきた張本人であるA級戦犯とおなじ場所に祀られるという、韓国・朝鮮・台湾・中国の人びとの民族感情では考えられない屈辱的な処遇。それは宗教者としての思想からでてくることばではなく、まさに軍事施設の職員としての、凡庸で忠実な人間性を失った自主的隷従者のことばでしょう。

映像のおしまいに「イ・ヒジャさんのなかでは、まだ戦争は終わっていない」と言うナレーターのことばで幕はとじられました。

■矢野秀樹さんのおはなし「ヤスクニ／徴用工問題」
題「清算されない植民地主義」

映像のあと、東京から朝鮮人強制労働被害者補償立法をめざす日韓共同行動・事務局長の矢野秀樹さんをおむかえし「ヤスクニ／徴用工問題」清算されない植民地主義」と題しての講演がありました。

まずはじめに、「映像のなかで、イ・ヒジャさんのなかではまだ戦争は終わっていない」と、合祀されつづけているとあってたが、いまだに踏みじられた東アジア・韓国朝鮮の戦争犠牲者の人権は回復されていない。そして、いまだに日本の植民地支配主義はつづいていて、かたりはじめられました。

■三・一朝鮮独立運動一〇〇年

二〇一九年三月一日の三・一独立運動一〇〇周年の記念式典での文在寅大統領の式辞のことばです。

「あの日、私たちは王朝と植民地の百姓から共和国の国民として生まれかわりました。独立と解放をこえ民主共和国のための偉大な旅程をはじめました」

朝鮮独立ということだけでなく、共和制・共和国の国民であるとかたられたのに、そのひと月あとの四月一日、日本ではなにがおこっていたのか、共和国から王朝に逆戻りするような元号さわぎという、お祭りが繰り返り広げられていました。

そして大統領の式辞のさいごに「過去はかえられませんが、未来はかえられます。歴史を鏡にして、韓国と日本がかたく手をつかむとき、平和の時代がおおきく私たちのそばにちかづいてくるでしょう。力をあわせて、被害者の苦痛を実質的に治癒するとき、韓国と日本はこころが通じる真の友になるでしょう」と。

過去を鏡にして、ふりかえり手をつなげば東アジアに平和が来ると、よびかけられている。力をあわせてキズを治療しましょうと、すると真の友になれるからと。

ところが日本では、外務省のホームページで三月一日は危険だから韓国の式典やデモに近づかないようにと伝えていたという。日本の支配階層には七四年前に終わったはずの植民地支配の意識の延長でしかこの問題をとらえていない。そういう現実を考えてみる必要が私たちにあるのではないのでしょうか。

■ 韓国人の靖国合祀、徴用工問題の根はひとつ「総力戦」と「国家総動員体制」

先の戦争において日本の無謀な総力戦・国家総動員のもとに、労務動員もふくめて七〇数万人もの人々が動員されていた。日本軍がアジア諸国・太平洋全域に戦線を拡張し、総力戦になったからこそ朝鮮という植民地から軍要員としての動員を

必要とした。と言うおおきな背景があるのです。

一九三一年から満州事変がはじまり。一九三七年からは中国戦線・日中全面戦争。そして四年後の一九四一年一月にはアジア・太平洋戦争と戦線を拡大し、総力戦となつていきます。

この四年間で日本軍の戦死者一八万人・戦傷病者四十三万人。合計六一万人もの人びとが戦線を離脱せざるを得なかった。ということは、どんどん兵員を中国へおくらねばならないし、どんどん軍事物資も不足してくる。その生産者・若い労働者も戦地へと、そして農村や年配の人たちも。すると本土に軍需産業に従事する人がいなくなる。では、どこから人材をとると植民地である朝鮮半島や台湾から、最後には交戦国の中国や連合国軍の捕虜まで強制的に動員することに国策でめられていったのです。これは、あきらかに国際法違反です。

このことが、イ・ヒジャさんをはじめ韓国や東アジアの戦死者遺族たちが靖国問題につきあたる根元のことなのです。

■ 植民地朝鮮からの兵士動員

そして、朝鮮半島から軍人・軍属として動員された人びとは三〇数万人。そのうち戦死者は二万数千人、約三万人。死亡通知を遺族におくらず、遺骨もかえさず、未払い賃金・軍事郵便貯金も放

置したままで、戦後の一九五九年に遺族に無断で靖国神社に合祀されているひとは二万一一八一人。そのうえ、戦傷軍人らも放置したままで、『サンプランシスコ講和条約』をむすんだあとの一九五二・三年に日本人には適用した『戦傷病者戦没者遺族等援護法』や、軍人恩給も復活させたにもかかわらず、韓国朝鮮人には日本戸籍がないと適用せず。当時は日本人だから動員したんだといながら矛盾した卑怯ないがかりです。そして一九六五年に、『日韓請求権協定』をむすんでおしまいとしたので、結局なんの保証もなくいまに至っているということです。

■ 靖国訴訟

二〇〇七年二月に第一次訴訟がおわりました。そのときの裁判所のいぐさは、大阪もどこの裁判所もおなじだったので「韓国人が植民地支配されてたから靖国に祀られるのは嫌だと、嫌悪する気持ちもわからないでもないが、それはたんなる嫌悪」でしよと。「その嫌悪と靖国神社という宗教・信教の自由とをハカリにかければどちらが重いか」というと、あきらかに靖国神社の信教の自由をまもらねばならない「こんな判決です。そして「寛容であれ」と。

あつちは国家権力じゃないですか。こつちはわずか、何人かで訴訟をおこしている。それに対し

て寛容であれとっている。そのうえ国が合祀のための名簿をつくって渡しているのは「行政サービスです、好意でやっているだけです」よと行って、きりすてているんです。イヤだといっている遺族を無視して合祀をしても、それは靖国の宗教の自由をまもるためにはしょうがないから寛容になつてくれと。「この国の裁判とはなんなのか！」といわざるをえないですよね。

■ 植民地朝鮮からの労務動員と韓国大法院判決

軍需産業、兵器がなければ戦争に勝てない、ことに戦車や軍艦。製鉄産業に従事する人、若い工員そして熟練工までもが兵力動員されました。そのことにより労務動員からはじまり、女性までも動員され・女子挺身隊や戦争性奴隷（慰安婦）にまでひろがってゆきます。

そういう人びとが「技術が得れるから」や、「いい給料がもらえる」などという募集で動員されました。しかし、ぜんぜんそんなことはなく、とてもない環境で過酷な労働を強いられ、賃金もほとんど払われず、外出の自由もうばわれ、賃金もかつてに貯蓄され通帳は寮の舎監がもっていて、わたさない。今の外国人労働者のなかにパスポートをとりあげられて働かされている人がいる、それとおなじです。いや、私たちの国、日本はいまだに戦争中とおなじ労働環境を外国人に、いや日

本人労働者にまで強いている植民地主義の国なのです。

このことを「強制労働そのものでしょう」と韓国の大法院に指摘され「賠償しなさい」といわれるのも当然のことでしょう。

■ 日本政府の判決非難にあらわれた植民地主義

ところが、安倍政権は「強制動員ではなく応募してきたのだから強制動員ではないし徴用工でもない」と、「一九六五年の『日韓請求権協定』で終わっていること」だ、むしかえすなど。「国と国との約束をまもらないのはおかしい」と。「そんなことでは外交がなりたたない、韓国政府は適切に対応しろ」などとインチキなことをいうわけです。

しかし、この人たちはたしかに強制動員の被害者なわけです。そのことは日本の教科書にも書かれてある事実なのです。

そのうえ、一九九五年の『村山総理談話』では「植民地支配と侵略によって、おおくの国々に、とりわけアジア諸国の人びとにたいして多大の損害と苦痛をあたえ」たと、また一九九八年の金大中大統領・小渕首相による『日韓パートナーシップ宣言』では「わが国が過去の一時期韓国国民にたいし植民地支配により多大の損害と苦痛をあたえたという歴史的事実を謙虚にうけとめ、これにたい

し、痛切な反省と心からのおわび」を表明してのわけです。

この強制労働に従事させられた人びとは、この多大の損害と苦痛をあたえられた人、そのものでしょう。一九六五年の『日韓請求権協定』で補償がおわったかどうかということはさておいて、『村山総理談話』や『日韓パートナーシップ宣言』の精神にたつならば、その人たちに「ほんとうにひどいことをした、もうしわけなかった」とまず、わびたうえで「この問題は一九六五年に解決したことになつて」と「だから意にそえないんだ」と、真摯な話し合いを続行するのが筋だとおもいます。

■ 一九六五年の『日韓請求権協定』でおわったかどうか

『日韓請求権協定』とは『日韓基本条約』という条約のなかの、ひとつの協定であるわけです。日本は一九一〇年から一九四五年まで三五年間ものあいだ植民地支配をしており、一九四五年から二〇年間は韓国との国交がないわけです。そして韓国は一九四八年に大韓民国という国をつくつた。

そして、その両国が対等で友好的な関係にしようという条約を結ぶときに、過去においては、支配・被支配の関係にあったものが、その過去をど

う見て、これからの関係をどうつくっていくのかということ、非常にだじなことであるのに『日韓基本条約』にはそういうことは書いてありません。

三〇年後の一九九五年になってはじめて村山さんが「多大の損害と苦痛をあたえた」といったんであり、この時点では「過去の経緯をふまえ」とはいうものの日本の植民地支配の「痛切な反省と心からのおわび」なんてものは、いっさいなく条約には反映してないわけです。

『日韓請求権協定』には、五億ドルを渡します。そして「完全かつ最終的に解決したことを確認する」と、うたったわけです。ただ、この「完全かつ最終的に解決した」ということは一九五一年の『サンフランシスコ講和条約』がもととです。第一条には「日本は独立し主権を回復する」と書いてあり、第二条には「日本は過去の（植民地支配にしていた）委任統治を手ばなします」と書いてある。そして第四条に「手ばなしたところの財産問題があるでしょ」と、そのことについては「それぞれの国との特別にとりきめをしなさい」と書いてある。この第四条にもとづいて一九五一年の一月から一九六五年までずっと一四年間交渉をしていたわけです。

ようやく、まとめようということになって、五億ドルといっても無償三億ドル・有償二億ドル。

その当時韓国の国家予算は三億ドルちよつとです。から大金は大金でしょうが三億ドルは一〇年分割、二億ドルも貸付ですから返済させているんです。それも日本の生産物と役務・技術支援などであつて金銭ではない。韓国としては経済援助はもらったけれども被害者に渡すお金はぜんぜんなかったわけです。あくまで経済援助をしただけなんです。是非ともそのことをみなさんに確認していただきたいのです。で、結局おわたんだといえるかということです。

■ 国際的人権規範にのつた解釈と判断

国と国との約束はだいじですから一概に否定はできませんが、一九六五年当時の国際的人権意識と今とではおおきく変わってきています。やはり新しい国際的な人権規範にそつた、新しい解釈と判断をして救済をしていく、ということが日本と韓国の問題だけでなく、世界各国における国際的な潮流です。

日本が労務動員した人びとにたいし一九六五年の時点で、植民地支配を認めないまま結んだ条約をたてに「おわた」といいつづけている。この問題の異様さということはこの国の人びとはあまりにも知らない。そういう事実経緯を知らないで「また韓国が謝罪しろといっている」「また日本から、むしりとうろとうしている」といってるんで

すね。この問題にたいしてきちつと事実を指摘して変えていくということが必要だと思います。

三・一から一〇〇年たつて韓国はローソク革命を経て人びとの手で、おかしな政権は退場させ自分たちの力で国民の主権をいちばんだいじにする、そういう実績があるわけです。それにたいして日本は、沖縄政策にしたつて安保にしたつて憲法改憲の問題にしたつて、どれひとつをとつても安倍政権がやつてる政策を支持するひとがいないですよ。反対というひとが多いですよ。ところが支持率だけは高い。こういう状況をなんだろうかとおもいますが「そのことと植民地主義が通底している」と。あまり乱暴なことはいえませんが、深く考えなければならぬ問題を流してしまつているということがあるとおもいます。

韓国の人たちが提起した問題のなかに「この国の歴史・過去にどんなことがあるのか」ということがあります。その問題とどう向きあうのが正しいのか、そこにしかこの国の未来は切りひらかれていかないでしょう。

(報告 青柳 林)

「再び戦争による犠牲者と遺族を出さない」ことを願って、1980年代後半から各地に結成された平和遺族会の新しい支部が福井県に結成されたのを記念してこのような「つどい」が開催されますので、紹介させていただきます。



平和遺族会「第11回東海北陸・関西・西日本のつどい」in福井

「市民公開講座」

どなたでも自由に参加
できます【入場無料】

再び、戦没者も遺族もつぐらないために！！

お話
菱木政晴 さん
(演題) 感謝と謝罪
— 英霊顕彰とは何か —

体験発表(1)
幼児の眼に映ったあの戦争
高田欣一 さん
(福井県越前市在住)
少年の心にトラウマになった戦中・戦後の出来事と父母

体験発表(2)
運ってきた日章旗、帰らぬ父たち
— 狂気の戦場 ベリリュー島の戦い —
青木正雄 さん
(愛知県春日井市在住)
父親が戦場に持っていった日章旗が、69年ぶりに米国から運ってきた。その島パラオのベリリュー島は狂気の戦場だった。

【プロフィール】
1950年金沢市生まれ 京都大学文学部宗教学専攻
同 大学院博士課程単位取得退学 買宗大谷派僧侶
念仏者9条の会よびかけ人
<著書>
「浄土真宗と戦争責任」(岩波ブックレット) 他 多数

と き 2019年 **5月21日** (火)
午後 1時 30分～4時 30分 頃

と ころ (芦原温泉) **グランディア芳泉**
2階 寿楽殿 電話 0776(77)2555(代)

主催 平和を願う戦争に反対する戦没者遺族の会(平和遺族会)・同 福井県支部
協賛 福井県母親大会連絡会 / 福井県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会
福井九条の会 / 若者を再び戦場に送らない退職教職員会の会 / 福井県革新懇
福井県労連 / 福井県高等学校教職員組合

連絡・問合せ先 / 松下圭介 tel 0776(24)4261 中野 栄 tel 0779(88)1903

【京都】◆琉球遺骨返還請求訴訟

第2回弁論/5月17日(金)
京都地方裁判所大法廷/11時開廷
原告陳述など

【大阪】◆「戦争法」違憲訴訟

5月22日(水)午前10時(9:15集合)
午後1時～4時まで一日かけて原告15名の尋問/大阪地裁202号法廷
4時～弁護士会館にて報告集会

【東京】◆ノー！ハプサ第2次訴訟判決

5月28日(火)午後3時～
東京地裁103号法廷
判決後裁判所前で集会
4時～弁護士会館にて報告集会

東京即大訴訟 第2回弁論傍聴報告

5月8日午後2時半から東京地裁で即位・大嘗祭違憲訴訟第2回口頭弁論がありました。開廷30分前から傍聴抽選。被告国側からは2～3名か。原告側は70数名。沖縄、静岡、群馬そして大阪など全国各地からも参集。酒井弁護士から国が準備書面に書いている「皇室」について求釈明。「皇室」の国との法的関係、国家行事以外の神道行事に国家公務員である宮内庁職員が関わっていることと政教分離原則との関係など。鋭い。国は次回までに応えるよう求められた。次回6/26午後2時半からは2次訴訟も始まる。2次原告の意見陳述を要求、うち1人は大阪からと事務局から要請された。2次原告は77名とのことだった。

(吉田)

事務局より

映像による四回の連続学習会、無事成功裏に終了しました。あらためて「靖国問題」の根の深さ、訴訟を通して「NO」を意思表示してきた意味を再認識しました。

今年も秋頃に「靖国合祀取消要求行動」を予定しています。共に「NO」の声を上げ続けましょう。日程は未定ですが、そろそろ「靖国合祀取消要求」の書面の準備をしておきましょう。「私も遺族だわ、今年には思い切ったトライしてみよう」と思われる方は事務局までお問い合わせ下さい。一人一人の意思表示が流れを変えるのではないのでしょうか。

会計・火の車!

訴訟終了後会計状況は本当にピンチです。せめてこれからいっそう厳しくなる社会状況の中私たちの大切なネットワーク維持、情報発信等、通信の発行を続けていきたいと思っています。通信は不定期発行となりますが引き続き会費・カンパよろしくおねがいします。

領収証は特に発行いたしませんが必要な方はお知らせ下さい。
年会費一口、一〇〇〇円で



自転車そうきょう
なのです!